

区民委員会議案説明資料

令和2年3月12日

件 名

- 1 第13号議案 足立区印鑑条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 2

(区 民 部)

第 1 3 号議案説明資料

令和 2 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区印鑑条例の一部を改正する条例
所管部課名	区民部戸籍住民課
内 容	<p>1 改正理由 成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、欠格条項等の権利の制限に係る措置を見直す法律が、令和元年 6 月に成立した。 令和元年 1 1 月、総務省がこの法律に基づき、印鑑登録証明事務処理要領の欠格条項を改正したことに伴い、条例改正を行う。</p> <p>2 改正の概要 印鑑登録ができない者のうち、『成年被後見人』を『意思能力を有しない者』に改める。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p>
今後の方針	本議案可決後、施行に向けて速やかに準備、周知を図っていく。

足立区印鑑条例新旧対照表（抄）

現 行	改 正 案
<p>（登録資格）</p> <p>第3条 足立区に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）により記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>（1） 満15歳未満の者</p> <p>（2） <u>成年被後見人</u></p>	<p>（登録資格）</p> <p>第3条 足立区に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）により記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の者については印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>（1） 満15歳未満の者</p> <p>（2） <u>意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>付 則（令和2年 月 日条例第 号）</u></p> <p><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>